

第1条 約款

申込者は、当約款を承諾の上、Doorways（以下、＜当社＞と言います）に対し、当社が提供する留学プログラム及び各種サービス（以下＜当プログラム＞と言います）を申込みます。

第2条 当社の責任範囲

当留学プログラムは、お申し込み条件に基づいて当社がお客様の希望する受入機関に対する申込手続きの代行、出発に当たっての情報提供や準備指導などを行うものであり、お客様の希望する受入（学校・スポーツ環境・ステイ先・サポート施設等を以下＜受入機関＞と言います）への合格、受入機関での課程修了・資格取得を保証するものではありません。研修内容は、各受入機関が独自に企画・運営し提供するものであり、当社が自ら研修に関するサービスの提供を行うものではありません。当社の責任の範囲は、受入機関への手配に限定されます。

第3条 申込みと契約の成立時期

当約款における申込みとは、当社の申込書と同意書を作成し、提出する事をいいます。その際には、当社の約款全てを承諾しているものとします。契約の成立とは、当社が申込書及び同意書を受理し、請求書を作成した請求書上の作成日から始まります。請求書は、作成日から一両日中に申込者に送付されます。（当社が申込みを承諾した申込者を、以下＜申込者＞と言います）

第4条 申込みの条件

- 1 当社が予め明示した受入機関の条件を満たしている事
- 2 申込者には当社が定めるサポートの品質基準を維持するため、申込みの期日を調整していただく、或は申込みをお断りする場合があります。
- 3 申込者が未成年の場合、保護者の同意が必要です。

第5条 拒否事項

当社は、当約款に基づく申込みがある場合、次に定める事由の1つ、あるいは複数認められる場合に、申込みをお断りする場合があります。

- 1 申込者の年齢、資格、技能その他の条件が、当社及び受入機関の指定する条件を満たしていない事を当社が認めたとき。
- 2 申込者が未成年である場合、申込みについて保護者の同意がないとき。
- 3 申込者が希望する手配が期限迄に完了する見通しが無いとき。
- 4 過去の既往症、または現在の心身の健康状態が、当プログラムに不適切であると当社が認めた時
- 5 申込者が当社の損害を及ぼす可能性のあるとき。
- 6 その他、当社が不適当と認めたとき。

第6条 当社のサービス内容・範囲

当プログラムは、申込者の希望する受入機関の申込み手続きの代行、現地で快適に過ごす為の情報提供などをするものであり、申込者の希望する受入機関での合否や、課程修了などを請け負ったりするものではなく、保証をするものではありません。

- 1 学校の入学手続き代行入学願書の作成や書類の送付、及び授業料・入学金の送金、入学許可の取り付けを行います。必要書類を学校に提出し、請求書を取り寄せます。

2 学校以外の受入れ機関の手続き代行

書類作成や送金、受け入れ許可の取り付けを行います。必要書類を提出し、請求書を取り寄せ、受入れの手続きを行います。

3 滞在手続き代行

必要書類を提出し、請求書を取り寄せ、滞在手続きと支払いをします。

第7条 プログラム内容の変更

当プログラム内容は、受入機関の都合または、予期できない事由、当社の管理できない事由から内容の変更が起こる場合がありますので予めご了承ください。

当社では、受入機関等から当社に送られて来た最新の資料に基づきプログラムを提供しますが、受入先学校の授業内容の変更、滞在先の変更、その他プログラム内容に関する変更について一切の責任を持ちません。

第8条 必要書類

手続きに必要な書類は、当社よりお送り致します。指定された書類は、必ず、指定の期日迄に当社に提出してください。

第9条 手数料について

手数料は以下の手配料とオプションの合計になります。

<手配料>

英語力アップコース及び親子コースの場合

学校及び滞在先の手配のみ 5万円/人

留学カスタマイズコースの場合

コース内容によって異なります。

<オプション>

- ・現地サポート 5万円/月
サポート内容についてはHP手数料についてを参照
現地サポート契約をされた場合、約款20条が適用されます。
- ・空港、滞在先間への送迎 150ドル/片道

第10条 申込者の費用

1 プログラム費用

1) コースの実費

- ・学校の場合 入学金、授業料、施設使用料、滞在費、移動費
- ・学校以外の受入れ機関の場合 申込金、各コースの費用、施設使用料、滞在費、移動費

2) 当社の手数料

3) 消費税

4) 銀行海外送金手数料

- 2 その他費用
 - 1) 航空券
 - 2) 海外旅行者保険
 - 3) パスポートに関する費用
 - 4) ビザ取得に関する費用
 - 5) その他 当プログラム費用に記されていないもの

第11条 プログラム費用の変更

当社が提示するプログラム費用については、受入機関等から当社に送られて来た最新の資料に基づきプログラムを提供しますが、受入先の状況や当社の事情により予告なしに変更される場合があります。変更につきましては一切の責任を持ちません。

第12条 プログラム費用の支払い

- 1 プログラム参加費用などの支払いは、必ず指定された期日迄に指定の口座に、金額を送金してください。指定の期日までに入金されない場合、プログラム参加手続きを停止する場合があります。また、当社の責によらない事由でプログラム参加費用等が変更された場合にも、当社の指示する方法で必要な差額をお支払いいただく事があります。
- 2 ホームステイ費については当社の指示に従ってお支払いください。

第13条 支払先

銀行名：三菱東京UFJ 銀行
店名：たまプラーザ支店
預金種目：普通預金
口座名：矢澤 政彦（ヤザワマサヒコ）
口座番号：0061402

第14条 領収書

金融機関の発行する振込金の受領書を以て領収書に替えさせていただきます。

第15条 為替変動（為替差益・差損）

プログラムの参加費用並びにその他の諸経費を当社が代行して受入機関に支払う際には、当社が定めた日程の為替レートにて決済します。当社が日本円でお預かりした参加費用並びにその他の諸経費について、請求書を作成した時点での為替レートと実際に送金した時点での為替レートの差が5円以上生じた場合は、ご精算いたします。

第16条 キャンセル

- 1 申込み前のキャンセルについては、キャンセル料はかかりません。
- 2 申込み後のキャンセルについては、キャンセルお申し出時期により、キャンセル料を定めます。
 - 1) 申込書を提出いただいた後請求書を送付する前のキャンセルについては、キャンセル料3万円を申し受けます。
 - 2) 請求書を送付後から渡米1ヶ月前迄のキャンセルについては手数料の半額を申し受けます。

3) 渡米1ヶ月前以降のキャンセルについては、手数料は全額申し受けます。なお、受入れ機関に費用を支払済の場合は、その金額について受入れ機関のキャンセルポリシーに従い、精算いたします。

第17条 申込み後の変更

変更は一切できません。

第18条 当社からの解約

1 申込者に次に定める事由が生じた場合、当社は催告の上、当約款に基づく当プログラム契約を解約する事ができるものとします。

1) 定められた期日迄に、第8条に定める必要な書類が送付されないとき。

2) 定められた期日迄に、第9条に定める必要な費用の支払いがされないとき。

3) 申込者が所在不定または1週間以上に渡り連絡不能となったとき。

4) 申込者が当社に届け出た申込者に関する情報に、虚偽あるいは重大な遺漏のある事が判明したとき。

5) その他、当社がやむを得ない事由があると認めたとき。

2 前項に基づき、当社が当約款に基づくプログラム契約を解約した時は、プログラム費用、変更手数料など、当社に既に支払済の費用については一切返金いたしません。また、解約により発生した現地期間に対する取り消し料等及び損失は、申込者が負担するものとし、別途当社から請求いたします。

3 天災地変、戦乱、暴動、病気等不可抗力の事由に依る場合。

4 受入機関先で素行が悪く、迷惑・損害のかかる行為をする場合、直ちに退居していただく場合があります。その場合、既に支払われた料金は返金されません。また、当社から損害を請求する場合があります。

第19条 免責事項

当社は次のような場合には責任を負いません。

1 申込みを希望する学校・コースが定員に達していて入学できない場合。

2 申込みを希望する滞在先が定員に達していて滞在できない場合。

3 申込みを希望する受入機関が定員に達していて参加できない場合。

4 受入機関側の事情により書類等の手続きが期日以内にできなかった場合。

5 申込者がパスポート・ビザを取得できない、または渡航先に入国拒否された場合。

6 パスポート・ビザ取得に時間がかかり、出発時期が変更になった場合。

7 申込者の個人的な事由により、手続きが継続不能になった場合。

8 天災地変、戦争、ストライキ、暴動、テロ行為、第三者の不法行為、官公署の命令、陸海空における不慮の災難、運送・サービス提供の中止、申込者の生命または身体の安全確保のための必要な措置、その他不可抗力による場合。

9 現地での食中毒、病気感染、病気等に基づく損害。

10 渡航後は申込者個人の責任において行動していただき、当社は現地でのいかなる場合の事故やトラブルに関して一切の責任を持ちません。申込者の故意・過失・受入れ国の法令・公序良俗もしくは受入れ期間先・滞在先の規則に違反した行為により生じた責任・損害などは全て申込者

個人の負担となります。また、それらの行為により当社が損害を受けた場合は、当社は申込者に損害賠償を請求します。

11 当社は各受入れ機関から当社に送られて来た最新情報に基づきプログラムの紹介・手続きをいたしますが、各機関の事情により、受入れ条件・授業内容・滞在先・コースプログラム内容・費用・その他に関して、予告なしに変更される場合や実施されなくなる場合があります。その際、当社は変更に関する情報を入手次第、申込者にご連絡いたしますが、当プログラムに関する変更や中止については責任を負いません。

12 事故や怪我等は本人の責任になりますので、必要と思われる場合は、申込者本人の責において保険加入をご検討ください。

第20条 現地でのサポート

<契約した方へのサポート>

1 メール、電話、スカイプでの対応は24時間無料でお受けします。

2 現地情報の説明、各質問や相談についてのアドバイスは随時いたします。私達の同行が必要な場合は以下のアテンド費用が派生します。

3 アテンドについて

アーバイン及び隣接する市の範囲内であれば、1時間30ドルを申し受けます。

4 交通手段としてご用命の場合は、およそ以下の料金となります。ただし、事前のお申し込みが必要になります。料金はいずれも片道の料金となります。

Huntington Beach, Laguna Beach	\$30
Disneyland, Knott's Berry Farm	\$50
San Clemente	\$50
Hollywood, Universal Studio	\$250
Getty Center	\$250
San Diego	\$300

<契約していない方へのサポート>

0~5時間 \$500

1時間超過毎に \$100ずつ加算されます。

第21条 緊急時対応

緊急時はスタッフが対応いたします。その際に派生した料金は全てお客様の負担になります。スタッフは即時申込者の緊急連絡先にご連絡いたします。

第22条 緊急連絡先

申込者は出発前に緊急連絡先となる方の承認を必ず得てください。また、出発前にご家族や知人に緊急連絡先をお伝えください。

第23条 保証人・保護者

本プログラムを円滑に且つ安全に履行し、日本から遠く離れた現地でのトラブルを最小限にし、お互いの信頼関係を更に深めるため、当社は保証人・保護者の署名をお願いしております。当社の同意書に保証人・保護者のサインを必ずお願いします。

第24条 損害の負担

当社は、当社の責にならない事由により当社が何らかの損害を受けた場合、その責任を負いません。

第25条 保険について

申込者には必ず海外旅行者保険に加入していただきます。紹介が必要な場合は当社が紹介致します。申込みの際に、証書のコピーを申込書と同時に必ず提出してください。保険の内容は以下を基準としてください。

- | | |
|--------------|----------|
| 1) 傷害・死亡・後遺症 | 1000万円以上 |
| 2) 傷害治療 | 1000万円以上 |
| 3) 疾病治療 | 1000万円以上 |
| 4) 賠償責任 | 1000万円以上 |

第26条 守秘義務

当社では、申込者の同意のもとに得た個人データ等の守秘されるべき情報は、個人情報保護法に基づき当プログラムの手配目的以外では、一切他に漏らしません。ただし、万が一の緊急事故対応、及びサポートに備えるため、当申込みの記載内容を開示する場合があります。

第27条 個人情報の取り扱い

当社では、個人情報保護法に基づき、プライバシーポリシー（個人情報保護方針）において申込者の個人情報の取得及び利用、利用目的、第三者提供、管理、照会、開示、変更、削除等について以下のとおり取り扱います。

1 個人情報の取得及び利用について

当社は、適法かつ公正な手段によって個人情報を取得し、以下に記す利用目的の範囲内で業務の遂行上必要な限りにおいて利用いたします。当社は、個人情報を第三者との間で共同利用し、または個人情報の取り扱いを第三者に委託する場合には、当該第三者につき厳重な調査を行った上、秘密を保持させるために適正な監督を行います。

2 個人情報の利用目的について

留学相談、申込み、プログラム及びサービスをご利用いただく際、申込者の名前、年齢、生年月日、住所、メールアドレス、電話番号、職業、勤務先または身分証明書等の各個人情報の提供をお願いする場合があります。これらは、希望されるプログラムやサービスを当社が提供する際に必要となる情報です。また、申込みされた際には、受入機関への入学・登録手続き上必要となる、日本での申込者の最終学業成績、健康診断書、財政証明書等の提出をお願いする場合があります。いずれの場合も、必要最低限の事項を除き、申込者自身が情報の提供を選択できるものであり、申込者の個人情報を当社へ提供いただくか否かについては、申込者に判断をしていただきます。その他、当社では、より良いプログラムの開発のためのマーケット分析やアンケート調査、そして当社及び当社の提携する企業のプログラムやサービスのご案内等を申込者にお届けするため、あるいは、留学帰国後のご意見やご感想の提供をお願いする等、申込者の個人情報を利用させていただく場合があります。なお、申込者から提供いただけない個人情報の内容によっては、当社のプログラム・サービスをご利用いただけない場合がございますので、予めご了承ください。

3 個人情報の第三者提供について

当社は、法令に定める場合を除き、事前に申込者の同意を得ることなく個人情報を第三者に提供いたしません。当社は、申込者へプログラム・サービスを提供する上で必要と判断した場合は、

申込者から提供いただいた、申込者の名前、年齢、生年月日、住所、メールアドレス、電話番号、職業、勤務先または身分証明書等の各個人情報、予め当社との間で秘密保持契約を結んでいる企業（現地手配会社等の業務委託先）等に開示いたします。ただし、次のいずれかの場合を除いて、申込者から提供いただいた個人情報を第三者に開示する事はありません。

- 1) 申込者が個人情報の開示に同意している場合
- 2) 法令により開示が求められた場合
- 3) 申込者または公衆の生命、健康、財産等の利益を保護するために必要な場合
- 4) 統計資料等のように個人を特定する事が不可能な状態で開示する場合

4 個人情報の管理について

当社は、個人情報の正確性を保ち、これを安全に管理します。個人情報の紛失、破壊、改ざん、毀損、及び漏洩などを防止するため、不性アクセス、コンピュータウイルス等に対する適正な情報セキュリティ対策を講じ、合理的な範囲内で適切な安全対策を講じます。また当社は、個人情報を持ち出し、外部への送信などによる漏洩を防止します。提供いただいた個人情報の内容を、申込者の同意を得ずして変更することを行わず、申込者からご提供いただいた情報の処理を外部企業に委託する場合も同様です。

5 個人情報の照会・開示・変更・削除等について

当社は、申込者が自己の個人情報について、照会・開示・変更・削除等を求める権利を有している事を認識し、これらの要求がある場合は、異議なく速やかに対応します。その際は、個人情報の提供者本人であることを確認させていただきます。なお、要望に従って個人情報を変更、削除等した場合は、当社のプログラムやサービスをご利用いただけない場合がありますので、予めご了承ください。

第28条 裁判の管轄

当約款に関する訴訟は、横浜地方裁判所とします。ただし、アメリカにおいて生じた事案に関してはカリフォルニア州オレンジ郡アーバイン市の調停機関を通した後に訴訟を行うこととする。

第29条 約款の変更

当約款は、事情により告知なしに変更される事があります。

第30条 準拠法


当約款は、日本法に準拠し、同法に依って解釈されるものとします。

第31条 発効期日

当約款の内容は、2017年12月1日以降の申込み契約に適用されます。

第32条 その他

- 1 滞在先での部屋の整理整頓・掃除・洗濯等は、参加者ご自身で責任をもって行動してください。
- 2 受入れ国は他民族国です。人種、宗教、文化等で差別することは法律で禁じられています。
- 3 渡航後は、その国の文化や生活、習慣を良く理解して、個人の責任において行動してください。治安の良くない地域へ出かける事や、暗くなってからの一人歩きや危険な行動は控えましょう。

- 
- 4 滞在中にやむを得ぬ事由により帰国する必要がある場合には、必ず受入機関・滞在先及び当社にその旨を連絡してから帰国するようにしてください。上記連絡のないまま帰国が判明した場合には各機関に生じた損害・損失を保証人ないしは保護者に請求させていただきます。
 - 5 渡航後、貴重品はご自身で責任をもって管理してください。盗難・紛失などにつきまして当社は一切の責任を負いません。
 - 6 現地で起きたトラブルについて、現地の法律でさばかれる場合がありますが、当社は一切責任を負いません。
 - 7 現地から取り寄せた必要書類は資料を当社がお客様に理解しやすいように和訳していますが、英文と和文に相違がある場合は英文を正とします。